

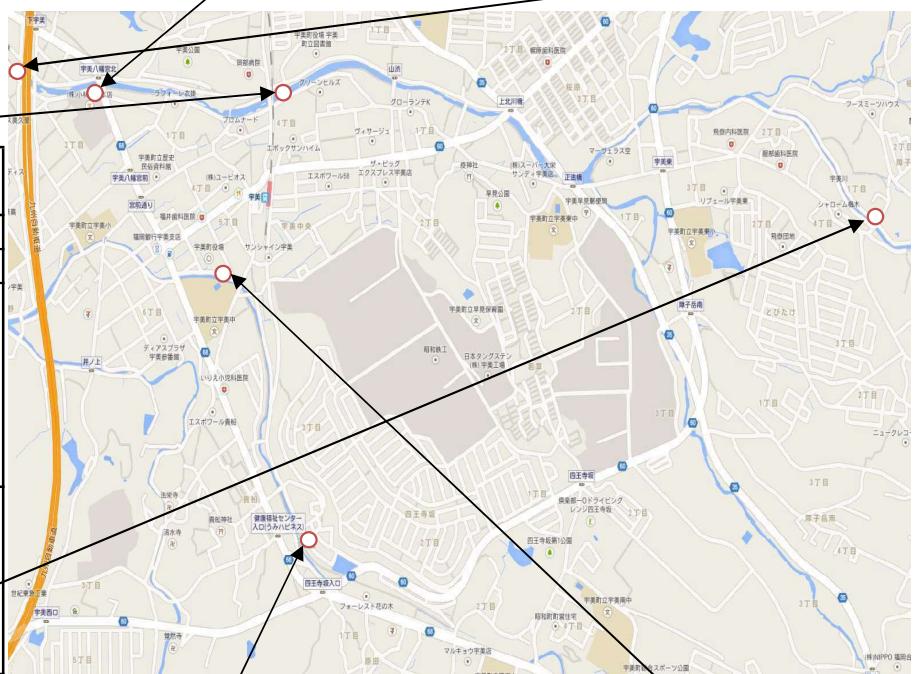
宇美町パトロール実施報告書

令和07年11月20日AM9:30出発 走行距離8km

パトロール実施箇所 宇美町役場出発

- ①宇美二丁目 小林酒造横⇒②下宇美 おかべ小児科横⇒
- ③上宇美 中央公民館前⇒④障子岳 済水場横⇒
- ⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横⇒⑥宇美五丁目 役場裏

会社名	救命講習修了証	危険個所詳細	危険個所詳細
イサムコーポレーション(株)	第212553号	①宇美二丁目 小林酒造横	②下宇美 おかべ小児科横
(株)サトウホールディングス	第46-007号		
(株)TAIHEI	第47-002号	草木多い	草木多い
事務局	第43-013号		
合計	3社		
車両写真			



④障子岳 済水場横	⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横	⑥宇美五丁目 役場裏
危険個所詳細	危険個所詳細	危険個所詳細
草木多い	草木多い	特になし
		無

様式第3号（第3条関係）

都市公園使用・占用許可書

7宇環第701号

令和7年9月11日

申請者

住所 福岡市中央区那の川二丁目7番2-504号
氏名 一般社団法人 21・建設クラブ・福岡
経営運営最高責任者 山中 好雄 殿



宇美町長 安川 茂伸

宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

記

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため		
使用・占用の期間	令和7年10月 2日	令和7年10月 9日	
			令和7年10月16日 令和7年10月23日
			令和7年10月30日 令和7年11月 6日
			令和7年11月13日 令和7年11月20日
			令和7年11月27日
			9日間
			9時30分 から 10時30分 まで 1時間
公園名	ちびっこ運動広場		
使用・占用の内容	駐車場部分 400 m ²		
使用・占用料	宇美町都市公園条例施行規則第12条第3号の規定により免除		
許可の条件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。		

※ 設置物件等が電柱等である場合において、複数本のものを集約して許可するときは、公園名の欄は「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。